

## 令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における 特例の措置に関する教育長の臨時代理について

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特別枠募集及び海外帰国・在京外国人生徒枠募集の「特例による検査」の募集人員について、下記のとおり令和4年1月26日に教育長が臨時代理により処理したので、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の2第2項の規定により報告する。

なお、本募集人員は、令和3年10月14日に令和3年東京都教育委員会第89号議案により、都教育委員会が決定した募集人員に加えて定めるものである。

### 記

#### 特例による検査募集人員

##### 1 特別枠募集

| 区分     | 学校名         | 募集人員（男女を問わず）  |
|--------|-------------|---|
| 中等教育学校 | 小石川中等教育学校   | 特別枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する |
| 中学校    | 白鷗高等学校附属中学校 | 特別枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する |

#### 【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の特別枠募集における実質倍率（※）＝①  
 ア ①の値が1に満たないとき **募集人員を1名とする**  
 イ ①の値が1以上のとき **募集人員を①の値の人数とする**（小数点以下を四捨五入する）  
 ただし、合格人員が0名の場合等で実質倍率が算出不能なときは、募集人員を1名とする。

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

##### 2 海外帰国・在京外国人生徒枠募集

| 区分     | 学校名         | 募集人員（男女を問わず）  |
|--------|-------------|---|
| 中等教育学校 | 立川国際中等教育学校  | 海外帰国・在京外国人生徒枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する |
| 中学校    | 白鷗高等学校附属中学校 | 海外帰国・在京外国人生徒枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する |

#### 【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集における実質倍率（※）＝①  
 ア ①の値が1に満たないとき **募集人員を1名とする**  
 イ ①の値が1以上のとき **募集人員を①の値の人数とする**（小数点以下を四捨五入する）

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

#### 第四号議案

令和四年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置（特別枠募集及び海外帰国・在京外国人生徒枠募集）に関する教育長の臨時代理について

令和四年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置（特別枠募集及び海外帰国・在京外国人生徒枠募集）について、教育長の臨時代理による処理を別紙のとおり承認する。

令和四年二月三日

東京都教育委員会

別紙

令和四年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定（特別枠募集及び海外帰国・在京外国人生徒枠募集）における特例措置として「特例による検査」の募集人員について、令和四年一月二十六日に教育長が臨時代理により、別添のとおり処理した。

令和4年1月26日  
都立学校教育部

## 令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における 特例の措置について

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特別枠募集及び海外帰国・在京外国人生徒枠募集の「特例による検査」の募集人員について、下記のとおり定める。

なお、本募集人員は、令和3年10月14日に令和3年東京都教育委員会第89号議案により、都教育委員会が決定した募集人員に加えて定めるものである。

### 記

#### 特例による検査募集人員

##### 1 特別枠募集

| 区分     | 学校名         | 募集人員（男女を問わず）  |
|--------|-------------|---|
| 中等教育学校 | 小石川中等教育学校   | 特別枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する |
| 中学校    | 白鷗高等学校附属中学校 | 特別枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する |

#### 【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の特別枠募集における実質倍率（※）＝①

ア ①の値が1に満たないとき **募集人員を1名**とする

イ ①の値が1以上のとき **募集人員を①の値の人数**とする（小数点以下を四捨五入する）

ただし、合格人員が0名の場合等で実質倍率が算出不能なときは、募集人員を1名とする。

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

##### 2 海外帰国・在京外国人生徒枠募集

| 区分     | 学校名         | 募集人員（男女を問わず）  |
|--------|-------------|---|
| 中等教育学校 | 立川国際中等教育学校  | 海外帰国・在京外国人生徒枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する |
| 中学校    | 白鷗高等学校附属中学校 | 海外帰国・在京外国人生徒枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する |

#### 【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集における実質倍率（※）＝①

ア ①の値が1に満たないとき **募集人員を1名**とする

イ ①の値が1以上のとき **募集人員を①の値の人数**とする（小数点以下を四捨五入する）

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

（提案理由）

東京都教育委員会の権限に関する規則第二条の二第二項に基づき、教育長が臨時に代理したときは、速やかに教育委員会に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十五条第三項に規定する報告を行い、その承認を得る必要がある。